

おいしく、北海道らしく。



第91期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時

開催場所

札幌市豊平区月寒東1条18丁目5番1号
当社本社 4階大会議室

株主総会にご出席の株主様へ
のお土産の提供はございませんの
で、何卒ご理解賜りますようお願い
申し上げます。

目次

● 第91期定時株主総会招集ご通知	1
● 事業報告	3
● 計算書類	17
● 監査報告書	31
● 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	35
第2号議案 取締役9名選任の件	36
第3号議案 監査役1名選任の件	41
第4号議案 補欠取締役1名選任 の件	42
第5号議案 補欠監査役2名選任 の件	43

日糧製パン株式会社

証券コード：2218

証券コード 2218
2025年6月5日
(電子提供措置の開始日2025年5月29日)

株 主 各 位

札幌市豊平区月寒東1条18丁目5番1号
日糧製パン株式会社
代表取締役社長 吉 田 勝 彦

第91期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第91期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができます。お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、下記の「議決権行使のご案内」をご参照のうえ、2025年6月26日(木曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 札幌市豊平区月寒東1条18丁目5番1号
当社本社 4階大会議室
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第91期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)
事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠取締役1名選任の件
第5号議案 補欠監査役2名選任の件

4. 電子提供措置に関する事項

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しております。（なお、本株主総会に關しましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。）

【当社ウェブサイト】

<http://www.nichiryo-pan.co.jp/ir/library.html>



【札幌証券取引所ウェブサイト】（上場会社関係サイト 上場会社一覧ページ）

<https://www.sse.or.jp/listing/list>

（上記の札幌証券取引所ウェブサイトにアクセスいただき、上場会社一覧ページの日糧製パン株式会社を検索し、提出書類一覧の株主総会招集通知等の招集通知よりご確認ください。）

5. 議決権行使のご案内

（議決権行使に際しましては、44ページから45ページの「議決権行使のご案内」をご参照ください。）

【当日ご出席される場合】

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

【書面により議決権を行使される場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2025年6月26日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。なお、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものといたします。

【インターネットにより議決権を行使される場合】

- （1）当社指定のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトまたはパソコン用議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。議決権行使に際しましては、44ページから45ページの「インターネットによる議決権行使」をご確認ください。
- （2）インターネットによる議決権行使は、2025年6月26日（木曜日）午後5時30分までに行ってください。
- （3）インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものといたします。
- （4）書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、当社へ後に到着したものを有効なものといたしますが、同日に到着した場合には、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。

以 上

~~~~~  
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記「電子提供措置に関する事項」に記載のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

# 事業報告

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当期における北海道の経済環境は、人流の活発化に伴うインバウンド需要の回復や、雇用・所得環境の改善が進み、景気は緩やかな回復基調で推移した一方で、物価高や為替相場の変動の影響もあり、先行き不透明な状況で推移しました。当業界におきましては、物価高や実質賃金の伸び悩みを受けてお客様の節約志向が強まる市場環境のなか、原材料価格の上昇やエネルギーコストの高止まりに加え、物流コストや人件費の上昇もあり、厳しい経営環境となりました。

このような情勢下におきまして、当社は「おいしく、北海道らしく。」の方針と、日々お客様へ安全・安心な製品を安定して供給するという使命に基づき、科学的根拠に基づく感染防止対策に全社を挙げて取り組みつつ、日常業務の着実な遂行に努めてまいりました。また、生産、販売、管理の各部門における業務の見直しや諸経費の抑制に努め、経営基盤の強化に取り組んでまいりました。

当期の業績につきましては、売上高は18,444百万円(対前期比102.5%)、営業利益は264百万円(対前期比96.3%)、経常利益は274百万円(対前期比94.8%)、当期純利益は213百万円(対前期比102.9%)となりました。

製品区分別の売上状況は次のとおりであります。

食パンの売上高は2,847百万円(対前期比99.4%)で、主力の「絹艶」、「イギリス食パン」はリニューアルを実施し拡販をはかったことにより堅調に推移しましたが、バラエティ食パンが伸び悩み、前期の売上をやや下回りました。

菓子パンの売上高は6,347百万円(対前期比103.9%)で、主力の「北の国のベーカリー」、「ずっしりデニッシュ」、「ふんわりこっぺW」、「もちり道産米粉」の各シリーズが好調に推移するとともに、「クロワッサンバゲット」等の新製品やお買い得製品を積極的に投入した寄与もあり、前期の売上を上回りました。

和菓子の売上高は3,269百万円(対前期比98.7%)で、北海道産原料を使用したロングライフ製品「福かまど」シリーズなど個包装の和菓子を積極的に拡販するなどして売上の確保に努めましたが、蒸しパンや季節商品が伸び悩み、前期の売上を下回りました。

洋菓子の売上高は1,230百万円(対前期比106.2%)で、チルドデザート

の「北海道のあふれるシュークリーム・エクレア」シリーズが大きく寄与し、前期の売上を上回りました。

調理パン・米飯類の売上高は4,296百万円（対前期比105.2%）で、常温のロール製品およびバーガー製品の伸長が寄与したことに加え、おにぎり、弁当製品が好調に推移し、前期の売上を上回りました。

#### 製品区分別売上高

| 区 分           | 金 額      | 構 成 比 | 前 期 比 |
|---------------|----------|-------|-------|
| 食 パ ン         | 2,847百万円 | 15.4% | 99.4% |
| 菓 子 パ ン       | 6,347    | 34.4  | 103.9 |
| 和 菓 子         | 3,269    | 17.7  | 98.7  |
| 洋 菓 子         | 1,230    | 6.7   | 106.2 |
| 調理パン・米飯類      | 4,296    | 23.3  | 105.2 |
| そ の 他 仕 入 商 品 | 453      | 2.5   | 99.2  |
| 合 計           | 18,444   | 100.0 | 102.5 |

#### (2) 設備投資等の状況

当期の設備投資の総額は623百万円で、その主なものは月寒製パン工場の生産設備の増強および維持・更新であります。

#### (3) 資金調達の状況

当期の所要資金につきましては、自己資金および借入金によって充当しており、増資または社債発行による資金の調達は行っておりません。

#### (4) 対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、北海道経済はインバウンド需要の増加、雇用・所得環境の改善が進み、景気は緩やかに回復していくことが期待されますが、物価高の継続や不安定な国際情勢による影響により先行きは不透明な状況が続くものと予想されます。当業界におきましては、お客様の節約志向が続くなかで、原材料価格、エネルギーコストおよび物流費の上昇に加え人件費の高騰も予測され、また深刻な労働力不足への対応もあり、厳しい経営環境になるものと思われます。

このような情勢下におきまして、当社は「おいしく、北海道らしく。」の方針のもと、日々お客様へ安全・安心な製品を安定して供給するという使命に基づき、お客様の潜在需要やライフスタイルに合ったニーズを的確に捉えるべく、新しい価値と新しい需要の創造に取り組み、売上向上に努めてまいります。

食パンは、発売20周年を迎える主力ブランド「絹艶」は、より深いコクと豊かな味わいに品質を向上させ、「イギリス食パン」は、Webプロモーション活動でのメニュー提案を積極的に行い拡販してまいります。また、低価格帯食パンやバラエティ食パンなど市場動向やお客様のニーズを捉えた製品を開発、育成し、売上拡大をはかってまいります。

菓子パンは、主力ブランド「北の国のベーカリー」を中心に品質向上と取扱拡大をはかるとともに、北海道産原料を使用した高付加価値製品、値ごろ感のある製品やロングライフ製品など品揃えを強化するとともに、重点製品の集中販売を推進し、売上拡大をはかってまいります。

和菓子、洋菓子においては、北海道産原料を使用した製品、チルド製品やロングライフ製品を積極的に展開し、新たなチャネル・市場の開拓、売場提案を進めるとともに、価格帯毎の新製品開発に取り組み、売上拡大をはかってまいります。

調理パン・米飯類は、市場動向やお客様のニーズに即した製品群の開発を推進するとともに、売上好調な常温ロール製品・バーガー製品の品揃え強化や、主力製品の取扱店数の拡大に取り組み、売上拡大をはかってまいります。また、量販店やコンビニエンスストアとの取引拡大と適正利益の確保に努めてまいります。

今後とも、生産・販売が一体となり各部門の小委員会活動を活用して製品施策・営業戦略を着実かつ迅速に実践・実行・実証するとともに、安全・安心な製品の提供と安全・安心な職場づくりを企業の基盤として内部管理の充実に努め、経営課題に着実に対処し、業績向上をめざしてまいりますので、株主各位のなお一層のご指導・ご鞭撻をお願い申し上げます。

## (5) 財産および損益の状況の推移

| 区 分             | 第 88 期<br>2022年3月期 | 第 89 期<br>2023年3月期 | 第 90 期<br>2024年3月期 | 第 91 期<br>2025年3月期<br>(当期) |
|-----------------|--------------------|--------------------|--------------------|----------------------------|
| 売 上 高 (百万円)     | 17,167             | 17,390             | 17,986             | 18,444                     |
| 経 常 利 益 (百万円)   | 258                | 232                | 289                | 274                        |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 150                | 53                 | 207                | 213                        |
| 1 株当たり当期純利益 (円) | 71.69              | 25.72              | 98.98              | 101.83                     |
| 総 資 産 (百万円)     | 14,292             | 13,999             | 14,214             | 14,023                     |
| 純 資 産 (百万円)     | 4,860              | 4,903              | 5,189              | 5,320                      |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）に基づき算出しております。  
2. 第88期における数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

山崎製パン株式会社は、当社の議決権の30.2%を所有しており、当社は同社の持分法適用関連会社であります。

## (7) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社は、パン・菓子・米飯等の製造および販売ならびにその他の食料品の販売に関する事業を行っております。

## (8) 主要な事業所等（2025年3月31日現在）

| 名 称          | 所 在 地                  |
|--------------|------------------------|
| 本 社（月 寒 工 場） | 北海道札幌市豊平区月寒東1条18丁目5番1号 |
| 琴 似 工 場      | 北海道札幌市西区琴似4条7丁目4番7号    |
| 釧 路 工 場      | 北海道釧路市鳥取南6丁目2番18号      |
| 函 館 工 場      | 北海道函館市昭和4丁目23番1号       |
| 旭 川 支 店      | 北海道旭川市流通団地2条1丁目11番地6   |

（注）上記のほか、営業所3ヶ所（北海道帯広市・北見市、青森県青森市）を設置しております。

## (9) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

| 従 業 員 数 | 前期末比増減 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|---------|--------|---------|--------|
| 640名    | 20名減   | 44.6歳   | 15.1年  |

## (10) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

| 借 入 先             | 借 入 金 残 高 |
|-------------------|-----------|
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 | 817百万円    |
| 株 式 会 社 北 洋 銀 行   | 951       |
| 株 式 会 社 北 陸 銀 行   | 256       |

## 2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数（普通株式） 8,400,000株  
(2) 発行済株式の総数（普通株式） 2,092,599株（自己株式11,349株を除く。）  
(3) 当期末株主数 2,619名  
（うち単元株数以上の株主数 2,286名）

### (4) 大株主

| 株 主 名                   | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|-------------------------|-------|---------|
| 山 崎 製 パ ン 株 式 会 社       | 628千株 | 30.0%   |
| 日 糧 取 引 先 持 株 会         | 346   | 16.5    |
| 株 式 会 社 A D E K A       | 105   | 5.0     |
| 株 式 会 社 北 洋 銀 行         | 103   | 4.9     |
| 相 馬 商 事 株 式 会 社         | 82    | 3.9     |
| 日 糧 従 業 員 持 株 会         | 70    | 3.3     |
| 株 式 会 社 セ コ マ           | 21    | 1.0     |
| メ デ ィ パ ル フ ー ズ 株 式 会 社 | 18    | 0.8     |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社     | 17    | 0.8     |
| 釧 根 食 糧 株 式 会 社         | 16    | 0.7     |

- (注) 1. 持株比率は自己株式（11,349株）を控除して計算しております。  
2. メディパルフーズ株式会社は、2024年10月1日付でMP五協フード&ケミカル株式会社を存続会社として統合されました。



### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等 (2025年3月31日現在)

| 氏 名     | 地 位       | 担当および重要な兼職の状況                     |
|---------|-----------|-----------------------------------|
| 佐々木 進   | 代表取締役会長   |                                   |
| 吉 田 勝 彦 | 代表取締役社長   |                                   |
| 渡 邊 賢 司 | 常 務 取 締 役 | 製造部門全体統括、食品安全衛生管理本部担当             |
| 吉 井 誠 一 | 常 務 取 締 役 | 営業部門（営業本部、販売物流本部）全体統括             |
| 酒 井 光 政 | 取 締 役     | 山崎製パン株式会社常務取締役生産統括本部和菓子本部・洋菓子本部担当 |
| 塩 見 佳 久 | 取 締 役     | 製造部門担当、製造本部長                      |
| 大 沼 晃 二 | 取 締 役     | 営業部門（営業本部、販売物流本部）担当、販売物流本部長       |
| 那 須 英 幸 | 取 締 役     | 管理部門（総務本部、経理本部）担当、経理本部長、総務本部長     |
| 小 林 純 也 | 取 締 役     | 小林純也法律事務所代表、弁護士、司法書士              |
| 大 塚 功 喜 | 常 勤 監 査 役 |                                   |
| 實 重 洋 祐 | 監 査 役     | 伊東・實重法律会計事務所代表、弁護士                |
| 石 川 哲   | 監 査 役     | 山崎製パン株式会社経理本部経理部長代理               |

- (注) 1. 中村諭紀雄氏、吉田谷良一氏、山本隆行氏は、2024年6月27日開催の第90期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 吉井誠一氏、酒井光政氏、小林純也氏は、2024年6月27日開催の第90期定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任いたしました。
3. 吉沢武治氏は、2024年6月27日開催の第90期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
4. 大塚功喜氏は、2024年6月27日開催の第90期定時株主総会において、新たに監査役に選任され、就任いたしました。
5. 取締役のうち、小林純也氏は、社外取締役であります。
6. 監査役のうち、實重洋祐氏、石川哲氏は、社外監査役であります。
7. 社外監査役石川哲氏は、山崎製パン株式会社経理本部経理部長代理であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 当社は、社外取締役小林純也氏、社外監査役實重洋祐氏を札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
9. 2025年4月1日付で、以下のとおり取締役の担当の異動を行いました。

| 氏 名     | 新                                  | 旧                                        |
|---------|------------------------------------|------------------------------------------|
| 那 須 英 幸 | 取締役<br>管理部門（総務本部、経理本部）<br>担当、経理本部長 | 取締役<br>管理部門（総務本部、経理本部）<br>担当、経理本部長、総務本部長 |

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役の酒井光政氏および小林純也氏ならびに監査役の實重洋祐氏および石川哲氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

## (3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は、取締役、監査役、執行役員および会社法上の重要な使用人であります。なお、当該契約の保険料は当社が全額負担しております。

## (4) 取締役および監査役の報酬等

### ① 当期に係る取締役および監査役の報酬等の総額等

| 役 員 区 分      | 報酬等の<br>総額<br>(千円) | 報酬額の種類の総額<br>(千円) |        | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|--------------|--------------------|-------------------|--------|-----------------------|
|              |                    | 基本報酬              | 退職慰労金  |                       |
| 取 締 役        | 114,220            | 104,028           | 10,192 | 10                    |
| うち 社 外 取 締 役 | 6,720              | 6,000             | 720    | 2                     |
| 監 査 役        | 15,960             | 14,400            | 1,560  | 3                     |
| うち 社 外 監 査 役 | 5,400              | 4,800             | 600    | 1                     |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役に対する使用人給与は含まれておりません。  
2. 上記退職慰労金は、当期に係る役員退職慰労引当金繰入額等であります。  
3. 上記の人員および報酬額等の総額には、2024年6月27日開催の第90期定時株主総会終結の時をもって、退任した取締役2名および監査役1名が含まれております。  
4. 上記報酬等の額のほか、2024年6月27日開催の第90期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役2名に対して12百万円（うち社外取締役1名7百万円）、退任監査役1名に対して10百万円支給しております。なお、この金額には、当事業年度および過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額のうち当該退任役員にかかる繰入額を含んでおります。

### ② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は、1991年6月27日開催の第57期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は月額15百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。当該決議時の取締役は11名。）、監査役は月額2百万円以内（当該決議時の監査役は2名。）と決議いただいております。

### ③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会において決議しております。

当社の取締役の報酬は、基本報酬と退職慰労金により構成しております。基本報酬は金銭報酬であり、株主総会で承認された総額の範囲内において、取締役報酬規程の定めるところに基づき、取締役会の決議をもって、役位等を総合的に勘案した個人別の定額の年間報酬額を決定し、これを12等分した金額を任期中、毎月支給します。

退職慰労金は、計算過程の一部に売上高経常利益率を基準にした業績比率率を用いて算出し、株主総会および取締役会の決議をもって退任後に金銭報酬として支給します。なお、業績連動報酬等（会社法施行規則第98条の5第2号）および非金銭報酬等（会社法施行規則第98条の5第3号）については支給しません。

当期における取締役の報酬等の総額は、2024年6月27日に開催の取締役会において、出席者全員の承認により決議されております。取締役会は、当期に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定方法および決定された報酬等が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役小林純也氏の兼職先である小林純也法律事務所と当社との間には特別の関係はありません。

社外監査役實重洋祐氏は、当社の顧問弁護士であります。

社外監査役石川哲氏の兼職先である山崎製パン株式会社は、当社の主要株主である筆頭株主およびその他の関連会社であります。

### ② 当期における主な活動状況

| 氏 名     | 地 位   | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                |
|---------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小 林 純 也 | 取 締 役 | 就任後開催した取締役会10回のすべてに出席し、弁護士および司法書士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。さらに、当社の取締役の業務執行について客観的な立場から監督するとともに、経営全般に対する助言を行っております。 |
| 實 重 洋 祐 | 監 査 役 | 当期に開催した取締役会14回のすべてに、また、監査役会9回のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                                                |
| 石 川 哲   | 監 査 役 | 当期に開催した取締役会14回のすべてに、また、監査役会9回のすべてに出席し、財務および会計に関する知見に基づき議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                                              |

(注) 上記以外に会社法第370条に定める書面決議が1回ありました。

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

監査法人ハイビスカス

##### (2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                    |       |
|------------------------------------|-------|
| ① 当期に係る会計監査人としての報酬等の額              | 22百万円 |
| ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 22百万円 |

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りなどの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人の間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、合計額を記載しております。

##### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

##### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。また、監査役会は、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### 5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

##### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において「内部統制システムの構築に関する基本方針」を、以下のとおり定めております。

##### 1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

経営理念や取締役会規則およびコンプライアンス委員会、コンプライアンス規程により、法令・定款等を遵守することの徹底を図る。また必要に応じ外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止する。

取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役および取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化する。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録・稟議書を始めとする取締役の職務執行に係る情報については、情報管理規程、機密文書取扱規則、電子機密情報取扱規則等に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとする。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 食品メーカーとして、「食の安全・安心」を最優先の課題として品質保証体制を構築する。製品の安全性の確保のため、全社的な組織的取り組みにより、日々の管理を実施し、A I B (American Institute of Baking) の「国際検査統合基準」に基づく教育指導・監査システムを活用し、総合的な食品安全衛生対策を推進する。また、行政機関、研究機関、原材料の納入業者およびお取引先等と適切に連携して食品の安全情報を的確に捉え、科学的なリスク分析・評価に基づいて食品事故の未然防止のために必要な措置を講じる。

(2) 損失の危険の管理に関する諸規程を整備し、適切に運用する。また、業務の遂行過程において生じる各種リスクの管理は、リスク管理ガイドラインを基に各担当部門において行う。定期的なリスクの洗い出しを行い、その回避、移転、低減等の対応プランを作成し、使用人の教育・研修を実施するなど、その顕在化に備える。

(3) 不測の事態に備え、危機管理マニュアルを整備し、万一危機が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、緊急対策チームおよび顧問弁護士等を含む社外支援チームを組織し、迅速な対応を行い、損害・影響等を最小限に止める体制を整える。

## 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。また、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については月1回開催の経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。

(2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、経営会議規程、組織・権限規程、職務分掌規程、そのほか社内諸規程においてそれぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定め、効率的に職務執行できるようにする。



5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程を定め、使用人が法令・定款等を遵守することの徹底を図る。また、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの確立、普及、定着を図り、企業倫理および遵法精神に基づく企業行動を推進する。必要に応じて各担当部署にて、規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。
- (2) 内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を設置、各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセス改善に努める。
- (3) 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものとする。また、内部監査室等は自らの活動の結果を定期的に代表取締役社長に報告する。
- (4) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、従業員相談窓口および社外の弁護士を直接の情報受領者とする社内通報システムを整備し、コンプライアンス規程に基づき運用を行うこととする。
- (5) 当社およびグループ会社は、財務報告の信頼性確保のため、当社の定める「財務報告に係る内部統制に関する実行方針書」に従い、財務報告に係る内部統制を整備し適切に運用する。

6. 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全において当社のコンプライアンス規程およびリスク管理体制を適用し、グループ会社の取締役および使用人に対して周知徹底を図る。関係会社管理規程により子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行う。取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものとする。
- (2) グループ会社は、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べるができるものとする。監査役は取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めすることができるものとする。
- (3) グループ会社の取締役は、職務の執行に係る事項について、当社へ定期的に報告する。

7. 反社会的勢力との関係を遮断し、排除するための体制
  - (1) 当社およびグループ会社は、反社会的勢力への対抗姿勢として、「企業行動規範」「行動基準」その他の社内規程等を制定し、その徹底を図り、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除することで、公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持する。
  - (2) 反社会的勢力による不当要求等への対応を所管する部署を総務部と定め、事案発生時に備え、社内体制の整備を行い、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な関係を構築する。
8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - (1) 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとし、配置にあたっての内容は、監査役と協議のうえ、その意見を十分考慮して検討する。
  - (2) 監査役補助者の任命・異動に係わる事項の決定には、監査役の同意を必要とする。
  - (3) 監査役補助者は、監査役の指揮命令に従い職務を遂行する。
9. 監査役への報告に関する体制
  - (1) 監査役は取締役会、経営会議をはじめとする重要な会議へ参加するとともに、取締役が決裁する稟議書やリスク管理・内部監査等に関する報告書の閲覧、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について報告を受けるものとする。
  - (2) また前記に係わらず、監査役はいつでも必要に応じて、当社およびグループ会社の取締役および使用人ならびにグループ会社の監査役に対して報告を求めることができる。その場合、報告を求められた者は速やかに報告をする。
  - (3) 監査役に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしない。
10. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (1) 監査役は、効率的な監査を行うため、会計監査人および内部監査室と定期的に協議および意見交換を行う。
  - (2) 監査役は、代表取締役と定期的な意見交換会を設定し、監査上の重要課題について意見交換を行う。
  - (3) 監査役は当社の法令遵守体制および社内通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

- (4) 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払または償還等の請求をしたときは、会社は、当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を支払うものとする。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における「内部統制システムの構築に関する基本方針」の主な運用状況は以下のとおりであります。なお、当期においては子会社はありません。

### 1. 内部統制システム全般

内部監査は、内部監査室が業務全般にわたる監査を実施し、適宜代表取締役社長へ報告・説明し意見を求め、不正の発見・防止およびプロセス改善に努めております。また、財務報告に係る内部統制については、「財務報告に係る内部統制に関する実行方針書」に沿って実施しております。

### 2. コンプライアンス体制

コンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスの状況の確認や問題等の把握を行うとともに、諸規程改定などを実施し、コンプライアンス体制を整備しております。また、不祥事や問題の発生を未然に防止するため、「日糧グループ従業員相談窓口」の周知や「インサイダー取引防止規程」など各規程遵守についての啓発を定期的 to 実施しております。

### 3. リスク管理体制

製品の安全性の確保のため、A I Bに基づく教育・監査システムを活用した工場運営に加え、食品安全委員会を定期的に開催して課題の把握と改善を継続して行い、製品の品質保証体制を整えております。また、リスク管理ガイドラインに基づき、想定されるリスクの評価および見直しを定期的 to 実施しております。リスクの発生を未然に防ぐため、報告・連絡・相談の徹底を継続して啓発するなどしてリスク管理体制を整備しております。

### 4. 監査役の監査体制

監査役は、取締役会・経営会議等の重要な会議へ出席するほか、稟議案件等の書類閲覧や担当部署からの報告・説明を受け、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。また代表取締役と意見交換会を定期的 to 実施し、重要情報や問題点を共有し監査の実効性の向上を図っております。



## 5. 不適切な会計処理に係る再発防止策の策定および対応

2023年5月に判明した不適切な会計処理（棚卸金額の過大計上）の再発防止策につきましては、以下の観点で具体的な改善策を講じ対応をしました。

- （1）社内でコンセンサスの取れたコンプライアンス意識の確立
- （2）経営理念の再確認
- （3）確実な実地棚卸手法の確立
- （4）内部監査および人材育成の強化

信頼回復に向けて緩むことなく、更なる改善のための種蒔きと育成を継続して行い、適時かつ法的に適切な対応に努めております。

---

（注） 本事業報告の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

# 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額               | 科 目                  | 金 額               |
|--------------------|-------------------|----------------------|-------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>   |                   | <b>(負 債 の 部)</b>     |                   |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>4,283,906</b>  | <b>流 動 負 債</b>       | <b>4,756,516</b>  |
| 現 金 及 び 預 金        | 1,626,316         | 電 子 記 録 債 務          | 745,248           |
| 売 掛 金              | 2,251,631         | 買 掛 金                | 1,197,425         |
| 商 品 及 び 製 品        | 53,446            | 短 期 借 入 金            | 550,000           |
| 仕 掛 品              | 28,981            | 1年内返済予定の長期借入金        | 654,000           |
| 原材料及び貯蔵品           | 264,878           | 未 払 金                | 826,122           |
| 前 払 費 用            | 22,006            | 未 払 費 用              | 186,635           |
| 未 収 入 金            | 30,490            | 未 払 法 人 税 等          | 87,330            |
| 立 替 金              | 6,218             | 未 払 消 費 税 等          | 83,528            |
| 貸 倒 引 当 金          | △64               | 預 り 金                | 70,790            |
|                    |                   | 賞 与 引 当 金            | 175,059           |
|                    |                   | 設備関係電子記録債務           | 158,336           |
|                    |                   | そ の 他                | 22,038            |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>9,739,442</b>  | <b>固 定 負 債</b>       | <b>3,946,347</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>8,821,188</b>  | 長 期 借 入 金            | 1,170,500         |
| 建 物                | 2,303,403         | 再評価に係る繰延税金負債         | 1,225,815         |
| 構 築 物              | 134,025           | 退 職 給 付 引 当 金        | 1,449,016         |
| 機 械 及 び 装 置        | 1,546,329         | 役員退職慰労引当金            | 91,186            |
| 車 両 運 搬 具          | 56,071            | そ の 他                | 9,830             |
| 工具、器具及び備品          | 118,952           |                      |                   |
| 土 地                | 4,662,405         |                      |                   |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>52,569</b>     | <b>負 債 の 部 合 計</b>   | <b>8,702,864</b>  |
| 借 地 権              | 6,000             | <b>(純資産の部)</b>       |                   |
| ソ フ ト ウ ェ ア        | 46,569            | <b>株 主 資 本</b>       | <b>2,291,297</b>  |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>865,683</b>    | 資 本 金                | 1,051,974         |
| 投 資 有 価 証 券        | 695,392           | 利 益 剰 余 金            | 1,255,737         |
| 出 資 金              | 130               | 利 益 準 備 金            | 27,217            |
| 長 期 前 払 費 用        | 3,247             | そ の 他 利 益 剰 余 金      | 1,228,520         |
| 投 資 不 動 産          | 39,500            | 繰 越 利 益 剰 余 金        | 1,228,520         |
| 差 入 保 証 金          | 1,967             | <b>自 己 株 式</b>       | <b>△16,414</b>    |
| 繰 延 税 金 資 産        | 114,967           | <b>評価・換算差額等</b>      | <b>3,029,187</b>  |
| そ の 他              | 14,007            | その他有価証券評価差額金         | 370,082           |
| 貸 倒 引 当 金          | △3,528            | 土地再評価差額金             | 2,659,104         |
|                    |                   | <b>純 資 産 の 部 合 計</b> | <b>5,320,484</b>  |
| <b>資 産 の 部 合 計</b> | <b>14,023,348</b> | <b>負債及び純資産の部合計</b>   | <b>14,023,348</b> |

( 2024 年 4 月 1 日から )  
( 2025 年 3 月 31 日まで )

(単位：千円)

| 科            | 目   | 金 | 額          |
|--------------|-----|---|------------|
| 売上           | 高価  |   | 18,444,478 |
| 売上           | 原価  |   | 13,465,263 |
| 売上           | 総利  |   | 4,979,214  |
| 販売費及び一般管理費   |     |   | 4,715,133  |
| 営業           | 利益  |   | 264,080    |
| 営業           | 外収  |   | 39,150     |
| 受取           | 利息  |   | 871        |
| 受取           | 配当金 |   | 20,669     |
| 受取           | 賃貸料 |   | 10,310     |
| 受取           | 保険金 |   | 134        |
| その他          | の他  |   | 7,162      |
| 営業           | 外費用 |   | 28,599     |
| 支払           | 利息  |   | 28,599     |
| その他          | の他  |   | 0          |
| 経常           | 利益  |   | 274,631    |
| 特別           | 利益  |   | 33,164     |
| 固定資産売却益      |     |   | 882        |
| 投資有価証券売却益    |     |   | 32,282     |
| 特別           | 損失  |   | 56,893     |
| 固定資産除却損失     |     |   | 55,093     |
| 減損           | 損失  |   | 1,800      |
| 税引前当期純利益     |     |   | 250,902    |
| 法人税、住民税及び事業税 |     |   | 80,000     |
| 法人税等調整額      |     |   | △42,189    |
| 当期純利益        |     |   | 213,091    |

# 株主資本等変動計算書

( 2024 年 4 月 1 日から  
2025 年 3 月 31 日まで )

(単位：千円)

|                                         | 株 主 資 本   |           |                     |           |         | 株主資本合計    |
|-----------------------------------------|-----------|-----------|---------------------|-----------|---------|-----------|
|                                         | 資 本 金     | 利 益 剰 余 金 |                     |           | 自己株式    |           |
|                                         |           | 利益準備金     | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計   |         |           |
| 2024年4月1日残高                             | 1,051,974 | 23,031    | 1,061,469           | 1,084,501 | △16,064 | 2,120,411 |
| 会計方針の変更による累積的影響額                        | —         | —         | —                   | —         | —       | —         |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高                       | 1,051,974 | 23,031    | 1,061,469           | 1,084,501 | △16,064 | 2,120,411 |
| 事業年度中の変動額                               |           |           |                     |           |         |           |
| 剰 余 金 の 配 当                             | —         | 4,185     | △46,040             | △41,854   | —       | △41,854   |
| 当 期 純 利 益                               | —         | —         | 213,091             | 213,091   | —       | 213,091   |
| 自 己 株 式 の 取 得                           | —         | —         | —                   | —         | △350    | △350      |
| 株主資本以外の項目の<br>事 業 年 度 中 の<br>変 動 額（純 額） | —         | —         | —                   | —         | —       | —         |
| 事業年度中の変動額合計                             | —         | 4,185     | 167,051             | 171,236   | △350    | 170,886   |
| 2025年3月31日残高                            | 1,051,974 | 27,217    | 1,228,520           | 1,255,737 | △16,414 | 2,291,297 |

|                                 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |           |            | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------------|------------------|-----------|------------|-----------|
|                                 | その他有価証券<br>評価差額金 | 土地再評価差額金  | 評価・換算差額等合計 |           |
| 2024年4月1日残高                     | 375,097          | 2,694,340 | 3,069,438  | 5,189,849 |
| 会計方針の変更による累積的影響額                | —                | —         | —          | —         |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高               | 375,097          | 2,694,340 | 3,069,438  | 5,189,849 |
| 事業年度中の変動額                       |                  |           |            |           |
| 剰 余 金 の 配 当                     | —                | —         | —          | △41,854   |
| 当 期 純 利 益                       | —                | —         | —          | 213,091   |
| 自 己 株 式 の 取 得                   | —                | —         | —          | △350      |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の<br>変動額(純額) | △5,015           | △35,235   | △40,250    | △40,250   |
| 事業年度中の変動額合計                     | △5,015           | △35,235   | △40,250    | 130,635   |
| 2025年3月31日残高                    | 370,082          | 2,659,104 | 3,029,187  | 5,320,484 |

# 個 別 注 記 表

[継続企業の前提に関する注記]

該当事項はありません。

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

## 1. 資産の評価基準及び評価方法

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法に基づく原価法
- ② その他有価証券  
市場価格のない株式等以外のもの  
時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)  
市場価格のない株式等  
移動平均法に基づく原価法

### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- ① 商品  
先入先出法
- ② 製品  
売価還元法
- ③ 原材料、仕掛品、貯蔵品  
先入先出法

## 2. 固定資産の減価償却の方法

### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法。なお、2007年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）以外の有形固定資産については2007年度税制改正前の定率法によっております。

### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法。

### ③ 投資その他の資産（リース資産を除く）

投資不動産 定率法

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）は定額法。なお、2007年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）以外の有形固定資産については2007年度税制改正前の定率法によっております。

### ④ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

## 3. 引当金の計上基準

### ① 貸倒引当金

債権の貸倒発生に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

#### a 一般債権

貸倒実績率法

#### b 貸倒懸念債権及び破産更生債権

財務内容評価法

### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

a 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

b 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、主たる事業として、パン・菓子、米飯等の製造及び販売並びにその他の食料品の販売に関する事業を行っております。顧客は北海道を中心に国内のみであります。

これらの商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの間の一時点、すなわち出荷（一部着荷）の時点で、当該商品又は製品と交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。

[会計上の見積りに関する注記]

当社は、繰延税金資産の回収可能性や固定資産の減損会計等の会計上の見積りについては、計算書類作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。

1. 繰延税金資産

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

|        | 当事業年度   |
|--------|---------|
| 繰延税金資産 | 114,967 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産については、将来の課税所得の見込み及びタックス・プランニングに基づき、回収可能性を十分に検討し、回収可能な額を計上しております。将来の課税所得の見積りは、翌期の予算を基礎とし、製品の生産・販売状況、原材料等の仕入価格、エネルギーコスト・物流費の影響等を主要な仮定としております。なお、将来の課税所得の見込みの変化やその他の要因に基づき繰延税金資産の実現可能性の評価が変更された場合、繰延税金資産の取崩又は追加計上により当期純利益が変動する可能性があります。

2. 退職給付費用及び債務

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

|         | 当事業年度     |
|---------|-----------|
| 退職給付費用  | 75,577    |
| 退職給付引当金 | 1,449,016 |



(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

退職給付費用及び債務は、数理計算上で設定される前提条件に基づいて算出されております。これらの前提条件には、割引率、将来の報酬水準、退職率、直近の統計数値に基づいた死亡率及び年金資産の長期期待運用収益率等が含まれます。当社の年金制度においては、割引率は日本の長期国債の利回りに基づき、長期期待運用収益率については年金資産の過去の運用実績等に基づいて決定しております。

実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、その影響は将来にわたって規則的に認識されるため、将来の期間において認識される費用及び計上される債務に影響を及ぼします。

3. 減損損失

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

|      | 当事業年度 |
|------|-------|
| 減損損失 | 1,800 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、事業用資産については、管理会計上の区分及び投資の意思決定等を考慮してキャッシュ・フローを生み出す最小単位として捉え、その単位を基礎にグルーピングする方法を採用しており、パン・菓子類を主として製造する、月寒、琴似、釧路、函館各工場と、米飯・調理パン類、いわゆるデリカ製品を主として製造する、月寒デリカ工場を主要な資産グループとしております。また、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。減損損失の認識要否の判定については、それぞれの資産グループに減損の兆候が認められた場合、行うこととしております。

資産グループについて継続して営業赤字となっている場合、減損の兆候が認められることから、減損損失の認識要否の判定が必要となります。減損損失の認識の判定は、資産グループにおける割引前将来キャッシュ・フローの見積総額と、資産グループにおける固定資産の帳簿価額の比較によって行われます。将来キャッシュ・フローは将来の売上高予測や営業利益予測等複数の仮定に基づいて算定しておりますが、これらは今後の市場の動向等により大きく影響を受ける可能性があり、不確実性を伴うものであります。

なお、当事業年度の損益計算書に計上した減損損失はすべて事業の用に供していない遊休資産に係るものであり、その算出方法は、「[その他の注記] 2. 減損損失に関する注記」に記載しております。

[貸借対照表に関する注記]

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 下記の固定資産を下欄の短期及び長期借入金の担保として提供しております。

(1) 工場財団

月寒工場、琴似工場、釧路工場、函館工場とで工場財団を組成し、担保に提供しております。

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| 建物                 | 2,013,694千円 |
| 構築物                | 12,811 〃    |
| 機械及び装置             | 176,623 〃   |
| 土地                 | 4,110,891 〃 |
| 合計                 | 6,314,020千円 |
| 長期借入金（1年内返済予定分を含む） | 1,824,500千円 |
| 短期借入金              | 550,000 〃   |
| 合計                 | 2,374,500千円 |

3. 有形固定資産の減価償却累計額

なお、減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

15,737,902千円

#### 4. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

(再評価の方法)

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行補正等合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。

再評価を行った年月日

2000年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△69,249千円

[損益計算書に関する注記]

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額  
売 上 原 価

7,808千円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 発行済株式に関する事項

(単位:株)

| 株式の種類 | 当事業年度期首   | 増加 | 減少 | 当事業年度末    |
|-------|-----------|----|----|-----------|
| 普通株式  | 2,103,948 | —  | —  | 2,103,948 |

#### 3. 自己株式に関する事項

(単位:株)

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加  | 減少 | 当事業年度末 |
|-------|---------|-----|----|--------|
| 普通株式  | 11,199  | 150 | —  | 11,349 |

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 150株

#### 4. 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

2024年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 41,854千円
- ② 1株当たり配当額 20円
- ③ 配当の原資 利益剰余金
- ④ 基準日 2024年3月31日
- ⑤ 効力発生日 2024年6月28日

##### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2025年6月27日開催予定の定時株主総会に、次のとおり付議する予定であります。

- ① 配当金の総額 31,388千円
- ② 1株当たり配当額 15円
- ③ 配当の原資 利益剰余金
- ④ 基準日 2025年3月31日
- ⑤ 効力発生日 2025年6月30日

[税効果会計に関する注記]

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|              |            |
|--------------|------------|
| (繰延税金資産)     |            |
| 貸倒引当金超過額     | 1,124千円    |
| 賞与引当金超過額     | 53,235 〃   |
| 退職給付引当金超過額   | 453,152 〃  |
| 投資有価証券評価損否認  | 39,917 〃   |
| 投資不動産評価損否認   | 103,470 〃  |
| 固定資産減損損失     | 2,176 〃    |
| その他          | 57,111 〃   |
| 繰延税金資産小計     | 710,187千円  |
| 評価性引当額       | △482,363 〃 |
| 繰延税金資産合計     | 227,824千円  |
| (繰延税金負債)     |            |
| その他有価証券評価差額金 | △112,856千円 |
| 繰延税金負債合計     | △112,856千円 |
| 繰延税金資産の純額    | 114,967千円  |

2. 再評価に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                     |              |
|---------------------|--------------|
| (繰延税金資産)            |              |
| 土地再評価差額金            | 9,446千円      |
| 再評価に係る繰延税金資産小計      | 9,446千円      |
| 評価性引当額              | △9,446 〃     |
| 再評価に係る繰延税金資産合計      | 一千円          |
| (繰延税金負債)            |              |
| 土地再評価差額金            | △1,225,815千円 |
| 再評価に係る繰延税金負債合計      | △1,225,815千円 |
| 再評価に係る繰延税金資産（負債）の純額 | △1,225,815千円 |

3. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

|                      |         |
|----------------------|---------|
| 法定実効税率               | 30.4%   |
| (調整)                 |         |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | 1.2 〃   |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △0.5 〃  |
| 住民税均等割               | 5.0 〃   |
| 評価性引当額の増減            | △19.4 〃 |
| 税率変更による期末繰延税金資産の増額修正 | △1.6 〃  |
| その他                  | △0.1 〃  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率    | 15.1%   |

4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.4%から31.3%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産が4,044千円増加し、法人税等調整額が同額減少しております。また、その他有価証券評価に係る繰延税金負債が3,244千円増加し、その他有価証券評価差額金が同額減少するとともに、土地再評価に係る繰延税金負債が35,235千円増加し、土地再評価差額金が同額減少しております。

[リースにより使用する固定資産に関する注記]

1. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

|      |          |
|------|----------|
| 1年以内 | 9,700千円  |
| 1年超  | 19,205 〃 |
| 合計   | 28,906千円 |

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。なお、デリバティブ取引は全く利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を1年ごとに把握することとしています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である電子記録債務及び買掛金は、1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、定期的に経理所管の役員に報告されております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

特筆すべき事項はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位：千円)

|                            | 貸借対照表計上額  | 時価        | 差額    |
|----------------------------|-----------|-----------|-------|
| (1) 投資有価証券<br>その他有価証券 (*2) | 692,627   | 692,627   | —     |
| 資産計                        | 692,627   | 692,627   | —     |
| (2) 長期借入金<br>(1年内返済予定分を含む) | 1,824,500 | 1,833,268 | 8,768 |
| 負債計                        | 1,824,500 | 1,833,268 | 8,768 |

(\*1) 「現金及び預金」「売掛金」「電子記録債務」「買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

| 区分    | 当事業年度 |
|-------|-------|
| 非上場株式 | 2,765 |

### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：

観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

| 区分                | 時価      |      |      |         |
|-------------------|---------|------|------|---------|
|                   | レベル1    | レベル2 | レベル3 | 合計      |
| 投資有価証券<br>その他有価証券 | 692,627 | —    | —    | 692,627 |
| 資産計               | 692,627 | —    | —    | 692,627 |

#### (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

| 区分                     | 時価   |           |      |           |
|------------------------|------|-----------|------|-----------|
|                        | レベル1 | レベル2      | レベル3 | 合計        |
| 長期借入金<br>(1年内返済予定分を含む) | —    | 1,833,268 | —    | 1,833,268 |
| 負債計                    | —    | 1,833,268 | —    | 1,833,268 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金(1年内返済予定分を含む)

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

[賃貸等不動産に関する注記]

重要性が乏しいため記載を省略しております。

〔持分法損益等に関する注記〕

1. 関連会社に関する事項  
当社は、関連会社を有しておりません。
2. 開示対象特別目的会社に関する事項  
当社は、開示対象特別目的会社を有しておりません。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

該当事項はありません。

〔収益認識に関する注記〕

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|           | 食パン       | 菓子パン      | 和菓子       | 洋菓子       | 調理パン・<br>米飯類 | その他     | 合計         |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|--------------|---------|------------|
| 外部顧客への売上高 | 2,847,930 | 6,347,224 | 3,269,557 | 1,230,408 | 4,296,167    | 453,189 | 18,444,478 |

2. 収益を理解するための基礎となる情報

当社は、主たる事業として、パン・菓子、米飯等の製造及び販売並びにその他の食料品の販売に関する事業を行っております。顧客は北海道を中心に国内のみであります。

日配品であるこれらパン・菓子、米飯等の国内における取引は、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であり、年度を跨ぐ修正額にも重要性が乏しいため、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの間の一時点、すなわち出荷(一部着荷)の時点で、当該商品又は製品と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当該商品又は製品の販売から生じる収益は、販売契約における対価から販売数量や販売金額に基づくリベートや値引きなどを控除した金額で算定しております。顧客に返金するこれらの対価は、契約条件や過去の実績などに基づき合理的に見積り、認識した収益の累計額に重大な戻し入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。

なお、当該商品又は製品の販売契約における対価は、収益を認識した時点から主として1年以内に回収しており、重大な金融要素は含んでおりません。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

- (1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

|               | 当事業年度     |           |
|---------------|-----------|-----------|
|               | 期首残高      | 期末残高      |
| 顧客との契約から生じた債権 | 2,595,120 | 2,251,631 |
| 契約資産          | —         | —         |
| 契約負債          | —         | —         |

- (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

[1 株当たり情報に関する注記]

|                |           |
|----------------|-----------|
| 1. 1 株当たり純資産額  | 2,542円52銭 |
| 2. 1 株当たり当期純利益 | 101円83銭   |

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

算定上の基礎

(1 株当たり純資産額)

|                         |             |
|-------------------------|-------------|
| 貸借対照表の純資産の部の合計額         | 5,320,484千円 |
| 普通株式に係る純資産額             | 5,320,484千円 |
| 普通株式の発行済株式数             | 2,103,948株  |
| 普通株式の自己株式数              | 11,349株     |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式数 | 2,092,599株  |

(1 株当たり当期純利益)

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| 損益計算書上の当期純利益       | 213,091千円   |
| 普通株式に係る当期純利益       | 213,091千円   |
| 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 | 該当事項はありません。 |
| 普通株式の期中平均株式数       | 2,092,651株  |

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

[その他の注記]

1. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、規約型確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

|                  |             |
|------------------|-------------|
| 退職給付債務の期首残高      | 1,592,489千円 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | — 〃         |
| 会計方針の変更を反映した期首残高 | 1,592,489 〃 |
| 勤務費用             | 89,159 〃    |
| 利息費用             | 9,554 〃     |
| 数理計算上の差異の発生額     | 41,277 〃    |
| 退職給付の支払額         | △99,329 〃   |
| 過去勤務費用の発生額       | — 〃         |
| その他              | — 〃         |
| 退職給付債務の期末残高      | 1,633,151 〃 |

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

|              |           |
|--------------|-----------|
| 年金資産の期首残高    | 225,797千円 |
| 期待運用収益       | 2,257 〃   |
| 数理計算上の差異の発生額 | △5,263 〃  |
| 事業主からの拠出額    | 7,189 〃   |
| 退職給付の支払額     | △13,868 〃 |
| その他          | — 〃       |
| 年金資産の期末残高    | 216,112 〃 |



③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

|                     |             |
|---------------------|-------------|
| 積立型制度の退職給付債務        | 1,633,151千円 |
| 年金資産                | △216,112 〃  |
|                     | 1,417,038 〃 |
| 非積立型制度の退職給付債務       | — 〃         |
| 未積立退職給付債務           | 1,417,038 〃 |
| 未認識数理計算上の差異         | 30,625 〃    |
| 未認識過去勤務費用           | — 〃         |
| その他                 | 1,353 〃     |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 1,449,016 〃 |
| 退職給付引当金             | 1,449,016千円 |
| 前払年金費用              | — 〃         |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 1,449,016 〃 |

(注) 執行役員に対する退職慰労金を含めて記載しております。

④ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 勤務費用            | 89,159千円  |
| 利息費用            | 9,554 〃   |
| 期待運用収益          | △2,257 〃  |
| 数理計算上の差異の費用処理額  | △21,903 〃 |
| 過去勤務費用の費用処理額    | — 〃       |
| 臨時に支払った割増退職金    | — 〃       |
| その他             | 1,024 〃   |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 75,577 〃  |

(注) 執行役員に対する退職慰労金を含めて記載しております。

⑤ 年金資産に関する事項

a 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

|        |      |
|--------|------|
| 債券     | 56%  |
| 株式     | 39%  |
| 現金及び預金 | 4%   |
| その他    | 1%   |
| 合計     | 100% |

b 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑥ 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

|           |      |
|-----------|------|
| 割引率       | 0.6% |
| 長期期待運用収益率 | 1.0% |

## 2. 減損損失に関する注記

- (1) 当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(単位：千円)

| 用途   | 種類    | 場所     | 金額    |
|------|-------|--------|-------|
| 遊休資産 | 投資不動産 | 北海道美唄市 | 1,800 |
| 計    |       |        | 1,800 |

- (2) 減損損失を認識するに至った経緯

事業の用に供していない遊休資産については、時価が著しく下落した資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額、減損損失を認識いたしました。

- (3) グループिंगの方法

事業用資産については、管理会計上の区分及び投資の意思決定等を考慮してキャッシュ・フローを生み出す最小単位として捉え、その単位を基礎にグループングする方法を採用しております。遊休資産については個別資産ごとにグループングを行っております。

- (4) 回収可能価額の算定方法

遊休資産の回収可能額は、正味売却価額により測定し、不動産鑑定評価に基づき算定しております。

## 3. 資産除去債務に関する注記

- (1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

該当事項はありません。

- (2) 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

当社は、賃貸借契約に基づき使用する一部の営業所について、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、現時点では移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。また、当社が所有する固定資産の一部にアスベスト除去に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する資産の使用期間が明確でないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、これら当該債務に見合う資産除去債務は計上しておりません。

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月7日

日糧製パン株式会社  
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

札幌事務所

指 定 社 員 公認会計士 堀 口 佳 孝  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 御 器 理 人  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日糧製パン株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第91期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月13日

日糧製パン株式会社 監査役会

|       |      |   |
|-------|------|---|
| 常勤監査役 | 大塚功喜 | 印 |
| 社外監査役 | 實重洋祐 | 印 |
| 社外監査役 | 石川哲  | 印 |

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、確実に収益を確保できるよう経営基盤と財務体質の強化に努め、永続的な企業の成長をめざし、安定した配当を継続することを基本方針としております。

当期の配当につきましては、上記方針および当期の業績と今後の経営環境等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### 1.配当財産の種類

金銭といたします。

##### 2.株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株当たり金15円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は31,388,985円となります。

##### 3.剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月30日



## 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。  
つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                | 氏 名<br>(生年月日)                          | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                | 所 有 す る<br>当社株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 1                                                                                                                                                                                                         | さ さ き すむ<br>佐々木 進<br>(1953年3月7日生)      | 1975年4月 山崎製パン(株)入社<br>2005年3月 同社杉並工場長<br>2006年3月 同社埼玉工場長兼埼玉第一工場長<br>2010年3月 同社名古屋工場長<br>2012年3月 同社執行役員大阪第二工場長<br>2014年3月 同社執行役員横浜第二工場長<br>2020年12月 (株)札幌パリ代表取締役社長<br>2023年8月 当社特別顧問<br>2023年10月 当社代表取締役会長<br>現在に至る | 300株             |
| <取締役候補者とした理由><br>佐々木進氏は、山崎製パン(株)へ入社以来、営業関連業務に携わり、同社の工場長を歴任した後、2020年(株)札幌パリの代表取締役社長に就任し、2023年10月から当社の代表取締役会長を務めております。食品企業の事業経営に関する豊富な経験と十分な知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。                         |                                        |                                                                                                                                                                                                                    |                  |
| 2                                                                                                                                                                                                         | よし だ かつ ひこ<br>吉 田 勝 彦<br>(1951年12月2日生) | 1976年3月 当社入社<br>1996年6月 当社取締役<br>2004年6月 当社取締役兼執行役員<br>2006年6月 当社取締役兼専務執行役員<br>2007年6月 当社代表取締役社長兼社長執行役員兼製造本部担当<br>2010年6月 当社代表取締役社長<br>現在に至る                                                                       | 9,200株           |
| <取締役候補者とした理由><br>吉田勝彦氏は、入社以来、生産部門を中心に商品開発、購買等の担当を経て、1996年に取締役に就任し、2007年6月から代表取締役社長を務め、現在に至るまで強いリーダーシップのもと企業価値向上に努め、重要な意思決定を行い、業務執行を指揮してまいりました。当社の事業経営に関する豊富な経験と十分な知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 |                                        |                                                                                                                                                                                                                    |                  |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                              | 氏 名<br>(生年月日)                          | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する<br>当社株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 3                                                                                                                                                                                                                       | わた なべ けん じ<br>渡 邊 賢 司<br>(1958年2月8日生)  | 1976年4月 山崎製パン(株)入社<br>2013年3月 同社埼玉工場埼玉第二東村山工場長<br>2014年7月 同社横浜第一工場長<br>2015年11月 当社常務執行役員製造本部担当兼食品安全衛生管理本部担当<br>2016年6月 当社常務取締役製造本部担当兼食品安全衛生管理本部担当<br>2018年2月 当社常務取締役製造本部担当兼食品安全衛生管理本部担当兼商品開発本部担当<br>2020年4月 当社常務取締役製造本部担当兼食品安全衛生管理本部担当<br>2023年4月 当社常務取締役製造本部担当兼食品安全衛生管理本部担当、パン和洋菓子本部長<br>2023年10月 当社常務取締役製造部門全体統括、食品安全衛生管理本部担当<br>現在に至る | 1,400株        |
| <取締役候補者とした理由><br>渡邊賢司氏は、山崎製パン(株)へ入社以来、主に生産関連業務に携わり、同社の工場長を歴任し生産現場に精通しており、当社の常務執行役員を経て、2016年6月から常務取締役に就任し、現在は製造部門全体を統括するとともに、食品安全衛生管理本部を担当しております。山崎製パン(株)および当社における業務経験と生産関連業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |               |
| 4                                                                                                                                                                                                                       | よし い せい いち<br>吉 井 誠 一<br>(1963年9月25日生) | 1988年4月 山崎製パン(株)入社<br>2014年9月 同社広域流通営業本部広域流通中京営業部長<br>2016年3月 同社広域流通営業本部広域流通九州営業部長<br>2017年3月 同社広域流通営業本部広域流通北海道営業部長<br>2024年3月 当社顧問<br>2024年6月 当社常務取締役営業部門全体統括<br>現在に至る                                                                                                                                                                  | 100株          |
| <取締役候補者とした理由><br>吉井誠一氏は、山崎製パン(株)へ入社以来、主に営業関連業務に携わり、同社の主要な得意先である広域流通チェーンを担当し、2024年6月から当社の常務取締役に就任し、現在は営業部門全体を統括しております。山崎製パン(株)および当社における業務経験と営業関連業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。                            |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |               |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                      | 氏 名<br>(生年月日)                          | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所 有 する<br>当社株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 5                                                                                                                                                                                                               | しお み よし ひさ<br>塩 見 佳 久<br>(1972年2月12日生) | 1994年4月 当社入社<br>2013年4月 当社釧路工場長<br>2015年4月 当社執行役員製造本部長兼月寒工場長<br>2017年4月 当社常務執行役員製造本部長兼月寒工場長<br>2019年6月 当社取締役製造本部長兼月寒工場長<br>2022年6月 当社常務取締役製造本部担当、製造本部長兼月寒工場長<br>2023年4月 当社常務取締役製造本部担当、製造本部長兼デリカ本部長<br>2023年10月 当社取締役製造部門担当、製造本部長<br><br>現在に至る                                                                              | 1,700株          |
| <取締役候補者とした理由><br>塩見佳久氏は、入社以来、主に生産関連業務に携わり、釧路工場長として現場の実務を経験し、現在は取締役製造本部長として、製造部門を担当しております。当社における生産全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。                                                                  |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                 |
| 6                                                                                                                                                                                                               | さか い みつ まさ<br>酒 井 光 政<br>(1954年4月6日生)  | 1977年4月 山崎製パン(株)入社<br>2007年6月 (株)不二家取締役<br>2016年3月 山崎製パン(株)執行役員仙台工場長<br>2019年3月 同社執行役員生産統括本部付<br>2019年3月 当社顧問<br>2019年6月 当社代表取締役副社長<br>2023年10月 当社代表取締役副社長辞任<br>2023年10月 山崎製パン(株)特別顧問生産統括本部和菓子本部担当<br>2024年3月 同社常務取締役生産統括本部和菓子本部・洋菓子本部担当<br><br>現在に至る<br><br>2024年6月 当社取締役<br><br>現在に至る<br><br>(重要な兼職の状況)<br>山崎製パン(株)常務取締役 | 1,200株          |
| <取締役候補者とした理由><br>酒井光政氏は、山崎製パン(株)へ入社以来、生産関連業務に携わり、同社の工場長や(株)不二家の取締役を歴任し、2019年6月から2023年10月まで当社の代表取締役副社長を務めたのち、2024年3月から山崎製パン(株)の常務取締役に就任しております。食品企業の事業経営に関する豊富な経験と生産全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                 |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                  | 氏 名<br>(生年月日)                          | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する<br>当社株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 7                                                                                                                                                                                           | おお ぬま こう じ<br>大 沼 晃 二<br>(1963年9月15日生) | 1986年4月 当社入社<br>2008年4月 当社営業本部特販部長<br>2010年9月 当社営業本部流通2部長<br>2012年4月 当社営業本部物流部長<br>2013年4月 当社営業本部業務部長<br>2015年4月 当社執行役員営業副本部長兼業務部長<br>2017年4月 当社執行役員函館工場長<br>2018年2月 当社執行役員営業本部長兼流通3部長<br>2018年4月 当社常務執行役員営業本部長兼業務部長兼製造本部デリカ営業部長<br>2020年4月 当社常務執行役員物流本部長<br>2020年6月 当社取締役営業本部担当兼販売物流本部担当、販売物流本部長<br>現在に至る | 1,700株        |
| <取締役候補者とした理由><br>大沼晃二氏は、入社以来、主に営業関連部門に携わり、営業の各現場に精通しており、函館工場長、営業本部長、常務執行役員を経て2020年6月から取締役営業本部担当、販売物流本部担当、販売物流本部長を務めております。当社における豊富な業務経験と営業・物流業務全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |
| 8                                                                                                                                                                                           | な す ひで ゆき<br>那 須 英 幸<br>(1960年9月29日生)  | 1983年4月 当社入社<br>2008年4月 当社管理本部管理部長<br>2009年8月 当社管理本部経理部長<br>2015年4月 当社執行役員管理本部経理部長兼管理課長<br>2016年4月 当社執行役員経理本部長<br>2020年6月 当社取締役総務本部担当兼経理本部担当、経理本部長<br>現在に至る                                                                                                                                                | 2,900株        |
| <取締役候補者とした理由><br>那須英幸氏は、入社以来、経理・管理部門に携わり、執行役員経理本部長を経て、2020年6月から、取締役総務本部担当、経理本部担当、経理本部長を務めております。当社の経理部門における長年の経験と経理・財務業務に関する豊富な知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。                       |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |               |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 氏 名<br>(生年月日)                                                                   | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                              | 所有する<br>当社株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 9                                                                                                                                                                                                                                                                                                | こ ばやし じゅん や<br>小 林 純 也<br>(1973年8月18日生)<br><br><div>社外取締役</div> <div>独立役員</div> | 2000 年 4 月 司法書士登録<br>2007 年 11 月 司法研修所入所<br>同所入所のため司法書士登録<br>一時抹消<br>2008 年 12 月 弁護士登録<br>田村・橋場法律事務所入所<br>2009 年 8 月 司法書士再登録<br>2013 年 2 月 小林純也法律事務所開設<br>現在に至る<br><br>2024 年 6 月 当社取締役<br>現在に至る | 0株            |
| <社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要><br>小林純也氏は、弁護士および司法書士としての経験と専門的な知識を有しており、当社の取締役の業務執行について客観的な立場から、監督していただくとともに、経営全般に対する助言をいただけることを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与したことがありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。 |                                                                                 |                                                                                                                                                                                                  |               |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小林純也氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏を独立役員として札幌証券取引所に届け出ております。
3. 当社は、酒井光政氏および小林純也氏と、会社法第423条第1項に定める取締役の当社に対する損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合は当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、保険料は当社が全額負担しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

監査役實重洋祐氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

＜社外監査役候補者とした理由＞

實重洋祐氏は、弁護士としての専門的な知識・経験を有しており、当社の監査に活かしていただくため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与したことがありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって8年となります。

- 41 —



#### 第4号議案 補欠取締役1名選任の件

法令に定める社外取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の社外取締役1名の選任をお願いするものであります。

及川華恵氏は第2号議案が原案どおり承認可決されました場合の社外取締役小林純也氏の補欠として選任願いたいと存じます。

また、本決議の効力は次期定時株主総会開始の時までといたします。

補欠取締役の候補者は次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                           | 所有する<br>当社株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| <small>おい かわ はな え</small><br><b>及川華恵</b><br><small>(1979年11月19日生)</small><br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外取締役</div><br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立役員</div> | 2008年9月 弁護士登録<br><small>ながた法律事務所入所</small><br>2016年11月 岸田法律事務所入所<br>2021年4月 ひいらぎ法律事務所開設<br><div style="text-align: right;">現在に至る</div><br>2021年10月 (株)一寸房社外監査役<br><div style="text-align: right;">現在に至る</div> | 0株            |

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 及川華恵氏は、補欠の社外取締役候補者であり、就任した場合、札幌証券取引所に独立役員として届け出る予定です。同氏を補欠の社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要は、弁護士として培われた法律知識を有しており、取締役に就任された場合に当社の取締役の業務執行について客観的な立場から監督していただけることを期待し、補欠の社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与したことがありませんが、現在当社の補欠取締役であり、上記の理由により、当社の社外取締役として職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
3. 及川華恵氏が社外取締役に就任された場合は、当社は同氏と、会社法第423条第1項に定める取締役の当社に対する損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。及川華恵氏が就任された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。



## 第5号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

藤原真由美氏は監査役大塚功喜氏の補欠として、吉田友樹示氏は社外監査役石川哲氏および第3号議案が原案どおり承認可決されました場合の社外監査役實重洋祐氏の補欠としてそれぞれ選任願いたいと存じます。

また、本決議の効力は次期定時株主総会開始の時までといたします。

なお、本議案の提出については、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                          | 略歴、地位および重要な兼職の状況                                                                            | 所有する<br>当社株式数 |
|------------|------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1          | ふじ わら ま ゆ み<br>藤 原 真 由 美<br>(1965年2月14日生)                              | 1987年4月 当社入社<br>2019年4月 当社総務本部人事労務部長<br>2023年4月 当社総務本部総務部長<br>2025年4月 当社執行役員総務本部長<br>現在に至る  | 100株          |
| 2          | よし だ ゆ き じ<br>吉 田 友 樹 示<br>(1975年7月5日生)<br><u>社外監査役</u><br><u>独立役員</u> | 2007年11月 司法研修所入所<br>2008年12月 弁護士登録<br>札幌総合法律事務所入所<br>2012年1月 札幌総合法律事務所パートナーに<br>就任<br>現在に至る | 0株            |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 吉田友樹示氏は、補欠の社外監査役候補者であり、就任された場合、札幌証券取引所に独立役員として届け出る予定です。同氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士として培われた法律知識を有しており、監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただけることを期待し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与したことはありませんが、現在当社の補欠監査役であり、上記の理由により、当社の社外監査役として職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
3. 吉田友樹示氏が社外監査役に就任された場合は、当社は同氏と、会社法第423条第1項に定める監査役の当社に対する損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。藤原真由美氏、吉田友樹示氏が就任された場合、両氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

# 議決権行使のご案内

株主総会参考書類（35ページから43ページ）をご検討いただき、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

## ■書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、下記の行使期限までに到着するようご返送ください。

**行使期限** 2025年6月26日（木曜日）午後5時30分到着  
**まで**

※同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。なお、賛否のご表示がない場合は、賛成としてお取り扱いします。

## ■インターネットによる議決権行使

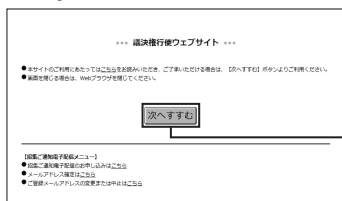
次のいずれかの方法により議決権をご行使いただくことができます。

**行使期限** 2025年6月26日（木曜日）午後5時30分まで

### 議決権行使コード・パスワード入力による方法

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」「パスワード」をご入力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。
- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



メモ

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

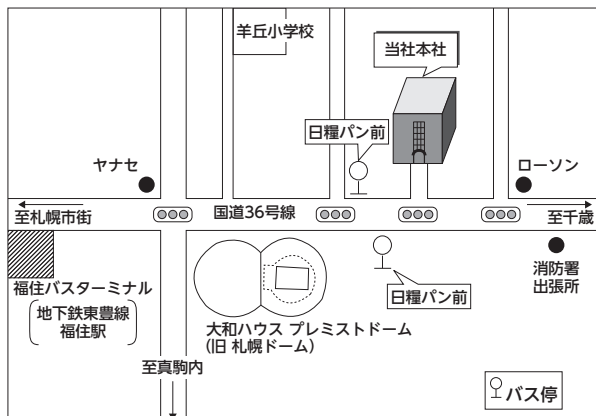
.....

.....

.....

## 株主総会会場ご案内図

■札幌市豊平区月寒東1条18丁目5番1号  
当社本社 4階大会議室 電話 (011) 851-8131



### <交通のご案内>

- 北海道中央バス「日糧パン前」下車 徒歩3分
- 札幌市営地下鉄東豊線「福住駅」下車 3・4番出口 徒歩20分

### <株主様へのお願い>

- 当日体調が悪くようにお見受けする株主様に対しましては、ご入場をお断りする場合もございますので、予めご了承ください。
- 当日は、駐車スペースに限りがありますので、車でのご来場はお控えくださいますようお願いとご協力をお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産の提供はございませんので、  
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。